

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/stock_info/stock_info-04.html) に掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

北海道電力株式会社

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針及び運用状況の概要は、次のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

会社法及び会社法施行規則に基づき「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり定め、この方針に基づき、効率的かつ公正・透明な事業活動を推進する。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会を原則として毎月1回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督する。
- ・役付執行役員（取締役）等で構成する業務執行会議を原則として毎週1回開催し、グループ経営全般に関する方針、計画並びに業務執行に関する重要事項を審議する。
- ・執行役員制度を採用して、取締役の意思決定・監督機能を強化し、あわせて業務執行の迅速化、効率化を図る。
- ・コンプライアンスに関する方針や行動規範を定め、取締役自ら率先して実践する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報について、保存期間・場所及び管理方法等を定めた社内規範に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存・管理する。

(3) リスク管理に関する規程その他の体制

- ・事業運営に関するリスクについて、経営方針やこれに基づく業務運営計画等で明確化し、方針管理サイクルのなかで適切に管理する。
- ・リスク管理に関する委員会を置き、各部等におけるリスクやその対応状況を把握するとともに、指導・調整を行い、全社におけるリスクを横断的に管理する。
- ・非常災害等の発生に備え、対応組織・情報連絡体制等について社内規範に定めるとともに、防災訓練等を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会等において、グループ経営方針等を定め、方針管理サイクルのもとで業務を執行する。
- ・迅速な意思決定や効率的な業務執行を図るため、指揮監督系統や各職位の責任・権限、業務処理の手続き等を社内規範において明確化するとともに、情報システムを適切に活用する。

- ・効率性向上の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスに関する委員会を置き、従業員教育・研修の実施等を通じて方針や行動規範の徹底を図るとともに、法令及び企業倫理等の遵守、不正防止の全社的活動を推進する。また、コンプライアンスに関する相談窓口を置き、適切に運用する。
- ・法令等遵守の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

(6) 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社とグループ各社は、グループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行する。
- ・当社とグループ各社は、グループのコンプライアンス等に関する方針を共有する。また、グループ各社は、リスク管理、取締役の職務の執行が効率的に行われること、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること等、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ・監査役の職務を補助する専任組織を置き、必要な人員を配置する。

(8) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助する従業員は、監査役の指揮監督のもとで職務を執行するものとし、その人事異動等については、事前に監査役と協議する。

(9) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社の取締役及び従業員は、法令に定められる事項に加え、当社の社内規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的若しくは都度報告する。
- ・グループ各社の取締役、監査役及び従業員は、法令に定められる事項に加え、グループで共有する規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的若しくは都度報告する。
- ・監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることがないよう適切に対応する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役から取締役等の職務執行状況の聴取や重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。
- ・ 監査役から職務の執行について生ずる費用等の請求を受けた場合は、その費用等が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを負担する。
- ・ 内部監査部門は、内部監査結果の報告等、監査役への情報提供を適切に行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会を当年度 15 回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督しています。また、役付執行役員（取締役）等で構成する業務執行会議を当年度 48 回開催し、グループ経営全般に関する方針、計画並びに業務執行に関する重要事項の審議を行っています。

このほか、リスク管理については、リスクに関する委員会においてリスク項目及び対策の見直しを審議し、経営方針等の管理サイクルのなかで、リスクの体系的な把握、対応方策の立案、実施の確認等を行っています。また、コンプライアンスについては、社長を委員長とする企業倫理委員会のもと、従業員教育・研修の実施等を通じて「ほくでんグループCSR行動憲章」や「コンプライアンス行動指針」の徹底を図り、事業活動における法令・企業倫理等の遵守、不正防止に向けた全社活動を推進しています。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制については、当社とグループ各社においてコンプライアンス等に関する方針を共有するとともに、グループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行しています。

取締役の職務執行に関しては、監査役（5名のうち3名が社外監査役）が、監査役会で定めた監査の方針等に基づき、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の調査等により監査しています。また監査役の監査業務を支援する専任スタッフを配置しています。

内部監査部門には、専任スタッフを配置し、業務執行の効率性、適法性等に係る内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価を行う体制を敷いています。内部監査部門は、グループ会社に対する内部監査を含め、監査結果等について、社長に報告するほか、監査役へ報告を行っています。

連結株主資本等変動計算書

2020年 4月 1日から2021年 3月31日まで

(単位 百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 余 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度 期首残高	114,291	47,786	97,537	△18,206	241,409	△669	7	△5,827	△6,490	12,461	247,381
当連結会計年度 変動額											
剰余金の配当			△3,465		△3,465						△3,465
親会社株主に帰属 する当期純利益			36,155		36,155						36,155
自己株式の取得				△95	△95						△95
自己株式の処分		△1		1	0						0
非支配株主との 取引に係る親会社 の持分変動		△0			△0						△0
株主資本以外 の項目の当該 連結会計年度 変動額(純額)						3,038	△7	6,555	9,587	169	9,756
当連結会計年度 変動額合計	—	△1	32,690	△93	32,595	3,038	△7	6,555	9,587	169	42,351
当連結会計年度 末残高	114,291	47,784	130,228	△18,300	274,004	2,369	—	727	3,097	12,631	289,733

連 結 注 記 表

2020年 4月 1日から
2021年 3月31日まで

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 10社

連結子会社名は、北海道電力ネットワーク(株)、北海電気工事(株)、北電興業(株)、北海道パワーエンジニアリング(株)、苫東コールセンター(株)、ほくでんエコエナジー(株)、ほくでんサービス(株)、北海道総合通信網(株)、ほくでん情報テクノロジー(株)、北海道電力コクリエーション(株)である。

なお、北海道電力ネットワーク(株)は、2020年4月1日に、北海道電力送配電事業分割準備(株)から商号を変更した。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社名は、北電総合設計(株)、(株)ほくでんアソシエ、北海道レコードマネジメント(株)、(株)アイテスである。

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の規模等からみて重要性が乏しいため連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 2社

持分法適用の非連結子会社名は、北電総合設計(株)、(株)ほくでんアソシエである。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

持分法適用の関連会社名は、石狩LNG棧橋(株)である。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社（北海道レコードマネジメント(株)他）及び関連会社（(株)ネクシス他）はそれぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため持分法の適用範囲から除外している。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

② デリバティブ・・・時価法

③ たな卸資産・・・主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定額法，無形固定資産は定額法によっている。
耐用年数等は法人税法に規定する基準によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

② 濁水準備引当金

濁水による損失に備えるため，電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により，なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の定める基準によって計算した限度額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・燃料価格に関するスワップ，電力価格に関するスワップ
ヘッジ対象・・・燃料購入に係る予定取引の一部，電力購入に係る予定取引の一部

(ハ)ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき，燃料及び電力価格変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジに高い有効性があると認められるため，有効性の評価を省略している。

② 退職給付に係る会計処理方法

従業員の退職給付に備えるため，当連結会計年度末における見込額に基づき，退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については，主として給付算定式基準によっている。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は，主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は，主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

③ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という。）第4条第1項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を営業費用として計上している。なお、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することとなる。また、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定による使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

④ 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）に基づき、毎会計年度、「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成12年12資公第340号）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積もる方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止する場合には、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

⑤ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑥ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

⑦ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

II. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記していた「貸倒引当金戻入額」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度から営業外収益の「その他」に含めて表示することに変更した。

なお、当連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は0百万円である。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 40,822百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産については、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより回収可能と判断した額を計上している。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、経営者が承認した事業計画を基礎としており、その重要な仮定は、販売電力量及び泊発電所の稼働時期である。

販売電力量については、電力広域的運営推進機関に提出している2021年度供給計画に基づく内容を将来の課税所得の見積りに反映している。

泊発電所については、安全の確保を大前提に早期再稼働の実現に向けて新規制基準適合性審査への対応を進めているが、現時点では、具体的な稼働時期を見通すことが困難なことから、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、その影響を反映していない。

また、新型コロナウイルス感染症による影響については、一定程度あると考えているが、現時点で、繰延税金資産の見積りを行う上での回収可能性の判断に重要な影響を及ぼすことはないと仮定している。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の収益力に基づく課税所得の見積りについては、現時点で利用可能な情報に基づき合理的に見積りを行っているが、予想し得ない要因や変化が生じた場合や、新型コロナウイルス感染症が更に長期化・拡大した場合には、電気事業における販売電力量等に影響が生じ、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響が及ぶことで、翌連結会計年度の経営成績に重要な影響を与える可能性がある。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産は、社債及び㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。(1年以内に償還・返済すべき金額を含む。)

<担保付債務>

社債 730,000百万円

㈱日本政策投資銀行借入金 94,732百万円

(2) 当社の長期投資の一部には、北海道外での発電事業参画に伴う出資先における金融機関からの借入金の担保として、質権が設定されている。

<質権が設定されている資産>

長期投資(株式) 108百万円

長期投資(社債) 1,737百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,078,312百万円

3. 保証債務

日本原燃㈱の借入金に対する保証債務 33,213百万円

財形住宅融資による従業員の借入金に対する連帯保証債務 3,255百万円

4. 湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定に基づく引当金である。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式数	215,291,912株
B種優先株式数	470株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った配当

- ① 2020年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議した。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,027百万円
一株当たりの配当額	5円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月26日

B種優先株式の配当に関する事項

配当金の総額	705百万円
一株当たりの配当額	1,500,000円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月26日

- ② 2020年10月28日開催の取締役会において、次のとおり決議した。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,027百万円
一株当たりの配当額	5円
基準日	2020年9月30日
効力発生日	2020年11月30日

B種優先株式の配当に関する事項

配当金の総額	705百万円
一株当たりの配当額	1,500,000円
基準日	2020年9月30日
効力発生日	2020年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案する。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,079百万円
配当金の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	15円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月28日

B種優先株式の配当に関する事項

配当金の総額	705百万円
配当金の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	1,500,000円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月28日

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

電気事業を行うための設備投資計画等に基づいて、必要な資金を社債の発行や金融機関からの借入れにより調達することとしており、一時的な余資は短期の預金等で運用することとしている。また、短期的な運転資金を銀行からの借入れやコマーシャル・ペーパーの発行により調達することとしている。

デリバティブ取引は、事業活動の中で生じる市場価格の変動によるリスクを回避又は軽減することを目的として行い、将来の市場価格の変動による価格差から生じる利益獲得を目的とした投機手段としての取引は行わないこととしている。

有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動によるリスクや発行体の信用リスクに晒されているが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されているが、特定小売供給約款等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っている。

長期借入金の一部は変動金利であり、金利の変動によるリスクに晒されているが、大部分は固定金利で調達していることから、当該リスクは限定的と考えられる。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金、コマーシャル・ペーパー及び営業債務は、流動性リスクに晒されているが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。

デリバティブ取引は、燃料及び電力価格変動によるリスクをヘッジすることを目的としたスワップ取引を利用しており、社内規程に基づき執行箇所及び管理箇所を定めて実施している。また、取引相手の契約不履行から生じる信用リスクに晒されているが、信用度の高い取引相手を選択しており、そのリスクは極めて低いと判断している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない。（(注2)参照）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時 価 (*1)	差 額
(1) 有価証券 (*2)			
その他有価証券	12,208	12,208	—
(2) 現金及び預金	83,767	83,767	—
(3) 受取手形及び売掛金	102,228	102,228	—
(4) 社債 (*3)	(730,000)	(741,842)	11,842
(5) 長期借入金 (*3)	(616,734)	(614,511)	△ 2,222
(6) 短期借入金	(39,900)	(39,900)	—
(7) コマーシャル・ペーパー	(10,000)	(10,000)	—
(8) 支払手形及び買掛金	(48,457)	(48,457)	—
(9) デリバティブ取引 (*4)	—	—	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(*2) 連結貸借対照表上「長期投資」に計上している。

(*3) 連結貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含む。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

(2) 現金及び預金、並びに (3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

市場価格によっている。

(5) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

(6) 短期借入金、(7) コマーシャル・ペーパー、並びに (8) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(9) デリバティブ取引

2021年3月31日現在、デリバティブ取引がないことから、該当事項はない。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	30,008
債券	3,592
出資証券	688
その他	2

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれる。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(1) 有価証券」には含めていない。

VII. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額	1,117円26銭
2. 一株当たり当期純利益	169円09銭

Ⅷ. その他の注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2020年4月1日付で、当社が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業を会社分割の方法によって「北海道電力ネットワーク株式会社（2020年4月1日付で北海道電力送配電事業分割準備株式会社から商号変更）」へ承継した。

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及び当該事業の内容

一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業

②企業結合日

2020年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である北海道電力ネットワーク株式会社を承継会社とする吸収分割である。

④結合後企業の名称

北海道電力ネットワーク株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

2015年6月に改正された電気事業法（2020年4月1日施行）に基づき、送配電事業部門を別会社化（以下、「法的分離」という。）した。

法的分離の実施にあたっては、送配電事業の中立性確保や安定供給の維持を大前提に、グループの総合力・効率性を発揮できる業務運営体制を構築する観点から、当社はコーポレート機能（グループにおける本社機能）及び発電・小売電気事業を保有する事業持株会社となり、送配電事業を北海道電力ネットワーク株式会社に承継した。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）等に基づき、共通支配下の取引として処理している。

株主資本等変動計算書

2020年 4月 1日から2021年 3月31日まで

(単位 百万円)

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計		
	資 本 金	資 本 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 株 券 評 価 差 額	繰 上 げ 損 益	延 滞 損 益		評 価 ・ 換 算 差 額	
		剰 余 金	剰 余 金	利 益 剰 余 金	特 定 災 害 防 止 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金								利 剰 余 金 計
		そ の 他 資 本 金	剰 余 金												
当 事 業 年 度 期 首 残 高	114,291	46,151	1,550	128	58,891	60,571	△18,206	202,808	△ 1,112		7	△ 1,105	201,702		
当 事 業 年 度 変 動 額															
特 定 災 害 防 止 準 備 金 の 積 立				3	△ 3	—		—					—		
剰 余 金 の 当 配			346		△ 3,811	△ 3,465		△ 3,465					△ 3,465		
当 期 純 利 益					32,638	32,638		32,638					32,638		
自 己 株 式 の 取 得							△ 95	△ 95					△ 95		
自 己 株 式 の 分 処		△ 1					1	0					0		
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 該 事 業 年 度 変 動 額 (純 額)									2,998	△ 7		2,990	2,990		
当 事 業 年 度 変 動 額 合 計	—	△ 1	346	3	28,823	29,173	△ 93	29,078	2,998	△ 7		2,990	32,069		
当 事 業 年 度 末 残 高	114,291	46,150	1,897	132	87,714	89,744	△18,300	231,886	1,885		—	1,885	233,771		

個 別 注 記 表

2020年 4月 1日から
2021年 3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ … 時価法

(3) 貯蔵品 … 石炭、燃料油、ガス、バイオマス燃料及び一般貯蔵品は総平均法、特殊品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数等は法人税法に規定する基準によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(3) 濁水準備引当金

濁水による損失に備えるため、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の定める基準によって計算した限度額を計上している。

4. その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(2) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という。）第4条第1項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を営業費用として計上している。なお、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することとなる。また、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定による使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(3) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 燃料価格に関するスワップ、電力価格に関するスワップ

ヘッジ対象 … 燃料購入に係る予定取引の一部、電力購入に係る予定取引の一部

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料及び電力価格変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジに高い有効性があると認められるため、有効性の評価を省略している。

(4) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）に基づき、毎事業年度、「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成12年12資公部第340号）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積もる方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止する場合に、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(7) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

II. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

30,588百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類における「連結注記表(Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と同一である。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産は、社債及び㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。(1年以内に償還・返済すべき金額を含む。)

<担保付債務>

社債

730,000百万円

㈱日本政策投資銀行借入金

94,732百万円

(2) 長期投資の一部には、北海道外での発電事業参画に伴う出資先における金融機関からの借入金の担保として、質権が設定されている。

<質権が設定されている資産>

長期投資(株式)

108百万円

長期投資(社債)

1,737百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,815,062百万円

3. 保証債務

日本原燃㈱の借入金に対する保証債務

33,213百万円

財形住宅融資による従業員の借入金に対する連帯保証債務

1,387百万円

4. 関係会社に対する長期金銭債権

510,112百万円

関係会社に対する短期金銭債権

42,177百万円

関係会社に対する長期金銭債務

696百万円

関係会社に対する短期金銭債務

40,997百万円

5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

不動産賃貸事業

専用固定資産

67百万円

他事業との共用固定資産の配賦額

－百万円

合計

67百万円

ガス供給事業

専用固定資産

－百万円

他事業との共用固定資産の配賦額

124百万円

合計

124百万円

エネルギーサービス事業

専用固定資産

153百万円

他事業との共用固定資産の配賦額

－百万円

合計

153百万円

6. 渴水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第36条の規定に基づく引当金である。

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高	費用	217,638百万円
	収益	68,192百万円
関係会社との営業取引以外の取引高		5,174百万円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	9,971,642株
------------------	------------

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	56,995百万円
資産除去債務否認額	10,507百万円
減価償却費損金算入限度超過額	7,716百万円
組織再編に伴う関係会社株式	6,859百万円
その他	10,809百万円
	<u>92,887百万円</u>
繰延税金資産小計	92,887百万円
評価性引当額	<u>△54,902百万円</u>
繰延税金資産合計	37,985百万円
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△6,614百万円
その他有価証券評価差額金	△731百万円
その他	△51百万円
	<u>△7,397百万円</u>
繰延税金負債合計	△7,397百万円
繰延税金資産の純額	<u>30,588百万円</u>

VII. リースにより使用する固定資産に関する注記

リースにより使用している固定資産の主なものは業務設備に相当するものである。

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当事業年度末残高
子会社	北海道電力ネットワーク株式会社	所有 直接100%	資金貸借取引 役員の兼任	社債の引受 (*1)	358,216	関係会社 長期投資	307,486
				社債利息の受取 (*2)	2,127	関係会社 短期債権	513
				資金の貸付 (*3)	282,194	関係会社 長期投資	192,890
						関係会社 短期債権	14,561
				貸付利息の受取 (*4)	1,868	関係会社 短期債権	243

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (*1) 社債の引受は、北海道電力ネットワーク株式会社発行の I C B (Inter Company Bond) を引き受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。
- (*2) 社債利息の受取は、北海道電力ネットワーク株式会社発行の I C B (Inter Company Bond) に係るものである。
- (*3) 資金の貸付は、北海道電力ネットワーク株式会社へ I C L (Inter Company Loan) 及び CMS (キャッシュ・マネジメント・サービス) により貸し付けたものである。I C L については、当社の借入金と同様の条件で利率を決定しており、CMS に係るものは、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、CMS による貸し付けについては、取引が反復的に行われているため、取引金額には含めていない。
- (*4) 貸付利息の受取は、北海道電力ネットワーク株式会社へ I C L (Inter Company Loan) 及び CMS (キャッシュ・マネジメント・サービス) による貸し付けに係るものである。

IX. 一株当たり情報に関する注記

- 1. 一株当たり純資産額 906円23銭
- 2. 一株当たり当期純利益 151円97銭

X. その他の注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2020年4月1日付で、当社が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業を会社分割の方法によって「北海道電力ネットワーク株式会社(2020年4月1日付で北海道電力送配電事業分割準備株式会社から商号変更)」へ承継した。

(1) 取引の概要

- ① 対象となった事業の名称及び当該事業の内容
一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業
- ② 企業結合日
2020年4月1日
- ③ 企業結合の法的形式
当社を分割会社とし、当社の100%子会社である北海道電力ネットワーク株式会社を承継会社とする吸収分割である。
- ④ 結合後企業の名称
北海道電力ネットワーク株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

2015年6月に改正された電気事業法（2020年4月1日施行）に基づき、送配電事業部門を別会社化（以下、「法的分離」という。）した。

法的分離の実施にあたっては、送配電事業の中立性確保や安定供給の維持を大前提に、グループの総合力・効率性を発揮できる業務運営体制を構築する観点から、当社はコーポレート機能（グループにおける本社機能）及び発電・小売電気事業を保有する事業持株会社となり、送配電事業を北海道電力ネットワーク株式会社に承継した。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）等に基づき、共通支配下の取引として処理している。